

農薬専門調査会の運営体制に関する事項 (平成18年5月30日農薬専門調査会決定)

(総則)

第1条 農薬専門調査会の運営については、「食品安全委員会専門調査会運営規程」(平成15年7月9日食品安全委員会決定。以下「運営規程」という。)その他の食品安全委員会決定に定めるもののほか、この決定の定めるところによる。

(幹事会の設置)

第2条 農薬専門調査会に幹事会を置く。農薬専門調査会は、幹事会の議決をもって農薬専門調査会の議決とする。

2 幹事会は、以下の各号に規定する事項を処理する。

一 農薬専門調査会において調査審議すべき事項について、部会を指定して調査審議させること。

二 前号の規定により部会が調査審議した結果について調査審議すること。

三 その他農薬の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。

3 幹事会は、農薬専門調査会及び部会の座長並びに農薬専門調査会の座長が指名する専門委員により構成する。

4 幹事会に座長を置き、農薬専門調査会の座長がその職務を行う。

5 幹事会の座長は、幹事会の事務を掌理する。

6 幹事会の座長に事故があるときは、幹事会に属する専門委員のうちから幹事会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(総合評価部会の設置)

第3条 農薬専門調査会に総合評価第一部会及び総合評価第二部会(以下「総合評価部会」と総称する。)を置く。

2 総合評価部会においては、食品安全基本法第24条第1項に係る農薬の食品健康影響評価(第4条第1項の確認評価部会において調査審議するものを除く。)について調査審議するほか、暫定基準が設定された農薬であって国際リスク評価機関においてADI(一日摂取許容量)の設定ができないとされたもの及び食品を通じて国民が摂取する量が比較的多いもの(以下「優先物質」という。)の食品健康影響評価その他の幹事会が指定する事項について調査審議する。

3 総合評価部会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、農薬専門調査会の座長が指名する。

4 総合評価部会に座長を置き、農薬専門調査会の座長が指名する。

5 総合評価部会の座長は、当該総合評価部会の事務を掌理する。

6 総合評価部会の座長に事故があるときは、当該総合評価部会に属する専門委員のうちから農薬専門調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 原則として、総合評価部会はそれぞれ単独で開催される。ただし、総合評価部会の座長は、必要により、当該総合評価部会に属さない専門委員に対し、当該総合評価部会に出席を求めることができる。

(確認評価部会の設置)

第4条 農薬専門調査会に確認評価第一部会、確認評価第二部会及び確認評価第三部会(以下「確認評価部会」と総称する。)を置く。

2 確認評価部会は、暫定基準が設定された農薬であって優先物質以外のもののうち幹事会が指定するものの食品健康影響評価について調査審議する。

- 3 確認評価部会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、農薬専門調査会の座長が指名する。
- 4 確認評価部会に座長を置き、農薬専門調査会の座長が指名する。
- 5 確認評価部会の座長は、当該確認評価部会の事務を掌理する。
- 6 確認評価部会の座長に事故があるときは、当該確認評価部会に属する専門委員のうちから農薬専門調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 原則として、確認評価部会はそれぞれ単独で開催される。ただし、確認評価部会の座長は、必要により、当該確認評価部会に属さない専門委員に対し、当該確認評価部会に出席を求めることができる。

(雑則)

- 第5条 幹事会、総合評価部会及び確認評価部会の運営については、前条までに定めるもののほか、運営規程その他の食品安全委員会決定に準ずるものとする。
- 2 この決定に定めるもののほか、農薬専門調査会の運営に関し必要な事項は、農薬専門調査会の座長が農薬専門調査会に諮って定める。